



★ 地方財政危機を考える

悪性インフレと不況の風が吹き荒れ、地方財政は未曾有の財政危機に落ち入り、いま全国の自治体が戦後最大のピンチにみまわられている。南国市もその例外でなく、むしろ借金行政などの後遺症がでて破産の状態だ。

その原因は何か。市民とともに考えてみたいものだ。

原因の第一はインフレ

四十九年度も赤字決算か

戦後では二回目の危機
かつてないインフレと不況のなかで、いま全国の地方財政は戦後最大の危機に直面しています。地方財政危機は、戦後では朝鮮動乱

のあとの昭和二十九年に続いて二回目、赤字団体が繰出するなかで超過負担、税財源の配分、機関委任事務など、自治権の復活が大きな課題となつてきています。「憲法に明定された地方自治の理念は、国から独立した自治権とそれに見合う財政権の二つが完全

に保障されることによつて、はじめて実現し得るものであり、その意味で今日の地方財政の危機はまさに地方自治そのものの危機であるといえます。」と、本山名古屋市長は語っています。市の場合も例外ではなく、むしろ借金行政の後遺症などから、他

の地方自治体より、いっそう深刻なものになっていきます。四十八年度の決算では、約一億五千万円の赤字が見込まれるところから、急ぎよ十市の市有地を開発公社に売却するという非常手段で切り抜け一千三百六十万円の赤字にとどめた例があります。四十九年度の決算では、よりきびしいものがあり数億円の赤字決算も必至といったところのようです。

インフレの進行は建築資材や土地の高騰をはじめ事業費全般にわたつて支出の大幅な増加をもたらした。これが財政危機の第一の原因となつていきます。全国の物価の推移をみますと、四十五年を一〇〇としたとき、食糧費は二六五、住宅設備・修繕費は二四四。また、三月現在の失業者は百一十七万人といわれます。少ない地方交付税・自主財源

少ない交付税 自主財源

このような地方財政危機の主な原因は……
▼悪性インフレと不況
原因は……
また、総需要抑制の一つとして

国は四十八年度に地方交付税を二千億円、四十九年度には一千七億を削減しました。削減した分を全国の市町村に一律に配分することとすると約一億三千万円に当ります。

このほか、国の税収入をみてみますと六七・五割が国税、三三・一五割が地方税(都道府県と市町村)の収入となつています。(四十七年度の国家決算から)しかし、実質的な支出では、逆に国が二九・四割、地方が七〇・六割となつて

市税収入額の

三九・九割

つまり、地方自治体で自由に使える財源(地方税・交付税など)は全体として低くおさえられており、国の二倍以上もお金が必要なのに各種補助金、負担金などい

▼超過負担が圧迫の要因
インフレ、高物価がなお続いて

これは、補助の単価が実状にあわなないものであったり、補助の総額が少ないため対象にならず金額市民の税金であるなどが原因になつています。四十八年度をみてみますと香南中、十市小などの用地購入には補助金が一円もつかず超過負担が一億三千六百万円、里保育所・圃豊堂保育所の建築で七千万円、生活保護の事務費一千五百万円、予防接種の事務費八百万円など、あわ

48年度 二億五千万円の超過負担

全国では二千六百億円

う形(いわゆる「ひもつき」)で自治体をコントロールする役割りを果しているわけです。
▼悪性インフレと不況
原因は……
また、総需要抑制の一つとして

せて二億五千六百万円もの超過負担があります。これは、歳出決算額の七・一割、市税の収入額の三九・九割を占めています。これらの経費は、国の肩代りをして、市民の税金でまかっているわけですので、法律で決められた通りの補助金があれば、二、三校の学校建築ができる計算になります。

年ごとに

借金の増

このことから、超過負担の解消運動は、地方自治そのものの基礎を確立するものであるといえます。
全国革新市長会(会長・飛鳥田横濱市長)が、このほどまとめた超過負担の実態調査によりますと八十市の実態を全国六百四十三市に引き直した推計の超過負担額は二千六百二十億円、過去五カ年の総計では一兆円をはるかに超えることが予想される。としていま

▼借金行政など財政硬直化
高度経済成長政策の波にのつて住民要求を満たすためとはいながら、財政計画と無関係に、しかも現行の行財政制度の問題点や欠陥などを十分市民に明らかにしないで総花的に事業が行われてきたことがあるようです。
例えば、地方債(市の借金)を

借金行政の後遺症

財政構造にも欠陥

▼国からの借入れ限度
長期にわたつて市民が利用し、

事業は起債(長期で返していく市の借金)を認めてもらつて借り入れたお金(地方債・市債)で事業

これを類似団体(市と似よつた都市)と比べてみますと、昭和四十八年度に借入れたものが市民一人当たり七千六百六十二円、一〇・四割に比べて市は一万三千七百七十五円、一四・九割と大変多くな



お母さんが安心してあずけられる保育所。児童・生徒がのびのびと学べる施設。市民の要求はつきない。

返すお金は三千二百三十一円、四、五割に比べて、市は四千七百七十五円、五・五割となっています。

借金の返済

年間三億円
こうした借金のための支払い金や利息は四十九年度の一年間だけでも三億三千万円（決算見込み）にのぼっています。

また、債務負担行為のなかでも債務保証をして今後元金と利息を払っていかねばならないものが市庁舎建設費の残り一億四千万円など、あわせて六億一千九百万

徹底的な財政再建

制度改正を国に要求

▼財政再建への取り組み
そこで、市は超過負担の解消、地方交付税を現在の三割から四割に引き上げること、起債のワタを拡げ、低利で長期の政府資金を充当すること、公共料金の値上

★地方財政危機を考える

げをやめ、物価を下げることを、さし当って不足している地方財源を補てんするため「緊急特別交付税」を交付することなどを市長会などを通じて国に強く要望するとともに、市独自に財政再建計画を

財団法人の開発公社では、公共

用地の先行取得として一億七千八百万円。用地の取得以外で、本来は一般会計でやるべき市道の改良舗装、橋の架替え、排水工事など八十一件があり、この金額が五億二千二百万円などがあって、北部運動公園の分も入れますと年間数億円の赤字を払っています。このように、借金や扶助費の増加などから経常的な経費が多くなり、経常収支比率では類似都市が七三・五割であるのに比べて、市は八四・八割と、弾力性のない財政構造になっています。

切実な市民の

要求を圧迫

こうした地方財政の危機は、直接市民の切実な要求、特に道路など、生活基盤の整備、インフレから市民生活を守る福祉事業の拡充などに大きな障害となっています。三割自治といわれるように独自に使えるお金が少なく、住民の生活に直結した肌をふれる行政が、すすめられない悩みも出ています。地方自治体の財政のしくみなどをみながら考え、市民のみならずとも運動をすすめていくことが緊急の課題であるといえそうです。

なぜ入れないの保育所

《超過負担を中心に》



核家族化がすすみ、共働き世帯の増加、交通問題などによる子どもたちをとりまく環境の悪化で保育所に子どもを入れたいという親の願いは強まるばかりです。

追いつかぬ施設の整備

今年、市内では私・市立保育所で一千五百人の子どもが入所しました。しかし一方、百二十人（二歳児を含む）の子どもが入所できません。共働きで子どもさんの世話をする人のいない家庭にとつては深刻な問題です。なぜ保育所に入れられない子どもができるのでしょうか。

市内の保育所でも過密化がすすんでおり、全員が入所するには保育所の新設、改築をするしかありません。

どうして保育所を増設できないのでしょうか。その根本原因は超過負担にありそうです。

たとえば、里保育所建設の超過負担は……
本体工事と用地購入で六千五百六十万三千円。

これは敷地差・国の基準は五百平方メートルだが、実際に里保育所建設に必要な面積を出すと六百二十平方メートルが必要で、この分、五百五十七万一千円の超過負担。単価差・国の基準は一平方メートル四万三千九百円だが、実際は建築費の高騰などで一平方メートル九万一千三百三十四円が必要です。この分一千

五周年を迎える

土佐希望の家



福祉の丘・年越山に四国唯一の重度心身障害児施設「土佐希望の家」ができて、この六月で五周年を迎えました。

地域に育って五年——今では入園者も八十人に成長しました。しかし、県下で三百人といわれる重度児のなかにも、まだまだ入園を希望している人たちがたくさんいます。そのためにも看護婦さんの確保が一番の問題になっています。一般に看護婦さんが不足しているとき、土佐希望の家では「看護婦Uターン」の呼びかけをして、県外に出て腕をみがいでいる年頃

★看護婦(士)を募集

勤務・交替制(日勤・夜勤) 待遇・県庁職員給料表を準用
休み・月七日公休 受付・随時(見学と面接)
勤務・交替制(日勤・夜勤) 待遇・県庁職員給料表を準用
休み・月七日公休 受付・随時(見学と面接)
勤務・交替制(日勤・夜勤) 待遇・県庁職員給料表を準用
休み・月七日公休 受付・随時(見学と面接)

身体障害者らに

海洋博の割引



もうひとつの宇宙・海へ……一九七五・沖縄国際海洋博覧会は、この七月二十日から来年一月十八日までの間、沖縄県で開かれます。

★身体障害者・戦傷病者

被爆者などが対象

受けられる人・身体障害者、戦傷病者、被爆者。それに、これらに準ずる外国人も含まれます。また、介護が必要であると思われるときは、介護者の一人についても「優待」の料金で入場できます。利用の条件・博覧会場のゲートで、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、または被爆者健康手帳を出してください。発売の期間・七月一日から来年

百八十五万九千円。対象差・附帯担となり。しかし、国の基準にあっては当然の補給金一千九十七万円も、予算のワケ（高知県の割当て）がないというところまでゼロです。

低すぎる国の基準

苦しい保育所の運営

しかも保育所への市の超過負担はさらに続くのです。子どもたちの保育費用も国の補助は一人平均（月額約九千七百二十円）しか出ませんが、実際には約一万四千三百円かかっています。（四十八年度）ここにも、国が一方的に実情にあわぬ単位費用を決めているため、財政的なしわ寄せが市にきています。

「国の制度」の改善要求を

保育所の管理運営費は、児童福祉施設の最低基準をもとに「措置費」ということで決められています。そして、児童一人当りに必要な経費の月額を「保育単価」とよんでいます。

措置費は保育所を維持してゆくために必要な最低費用で、人件費、事業費、児童用採暖費、管理費からなっています。この措置費は国、県、市、保護者の四者が負担し、保護者からは負担能力に応じて経費の金額または一部の額を保育料

このことは、ただでさえ苦しい財源（地方自治体は税配分が少なく）を圧迫しているばかりでなく市民のために事業をおこなうほど超過負担がふえるという二重の苦しみに見舞われています。

このように、国の行政・施策はたちおかれて、保護者や市町村に大きな負担をかけているのが現状です。その結果、差別なくすべての子どもの発達を保障するものでなければならぬ乳幼児の保育に不平等が生じているのです。

こうした現状の中で、今後南国市から保育所に入れない子どもをなくすために、市や保育関係者はもとより母親や広範な市民の参加・協力で、国の保育行政（制度）について改善を求め、積極的な方針と具体的な施策をとるよう運動をすすめていくことが必要と

くてもすむ）ため、保育所の運営は大変苦しくなっています。国の基準ですと、市は入所難の解消に努力できないばかりでなく、現在保育所に入っている子どもたちですら、保育内容はもとより安全管理も充分守れない内容になっているのが実情です。

具体的には、①保護者負担である保育料が高すぎる②給食費、保育材料費、光熱水費が国の基準より多くかかる③保育所職員への人件費の基準は余りに低い④私立保育所の措置費も公立とほとんど同じように決められるので、私立保育所の正常な運営には市の補助が必要である……などがあげられます。

野菜も競合

産地の激増

昭和三十五年から四十五年までの十年間は、高度経済成長の波に乗り、施設野菜を中心に生産額は比較的順調に伸びてきました。

しかし、これも耕種部門を中心に停滞、ないし減退の傾向がみられ、四十七年の生産額は、その三年前の四十四年よりもわずかながら低くなっています。

米はピークのとき（四十四年の二十三億八千万円）の六割にまで減少。

また、野菜も競合産地の激増などによって価格の低迷を端的に反映して、四十七年は四十五年より一億四千万円の減少となっています。

四十八年の施設野菜の生産額は三十二億円に増加しています。

シリーズ⑤ 南国市の農業

農業生産額の動向

米はピーク時の六割

単位：100万円

種	畜産										第1次農業粗生産額	加工農産物生産額	農業粗生産額	生産農業者所得	
	工業作物	林業	畜産	養蚕	投肉牛	乳用牛	豚	鶏	その他畜産物	畜産計					
花き	134	15	1,802	8	11	40	2	84	4	142	1,952	18	1,970		
13	261	22	3,165	3	18	71	18	142	6	254	3,421	15	3,436		
19	191	11	5,036	2	6	80	30	303	2	421	5,459	-	5,459	2,885	
47	249	76	4,983	3	23	207	44	391	0	665	5,651	0	5,651	3,402	

市町村別農業粗生産額統計表

「生命をうみだす母親は

生命を守り育てることを望みます」

第十九回南国市母親大会が六月二十二日（日）、大篠公民館で開かれ、

母親大会・6月22日大篠公民館で

午前十時から正午まで問題別の分科会、午後一時から四時まで高知短大の

ど、私たちのまわりには問題や悩みがますます増えています。いまこそ、母親運動がますます重要な時期になりました。働くお母さん、家庭にいるお母さん、みんなで集まって日頃の悩みを話し合ひましょう。

農林園芸課

農業生産額の推移

年次	種					
	米	麦	雑穀	いも類	野菜	果樹
35	1,136	18	4	39	380	53
40	1,310	14	4	20	1,409	107
45	1,714	2	4	81	2,760	273
47	1,504	1	8	52	2,630	427

付加年金に加入してより多い年金を

国民年金の付加年金制度をご存知ですか。この制度は、「より高い保険料を納めて、より高額な年金を受けたい」という強い要望にこたえて設けられたもので、定額保険料1100円の他に付加保険料400円を掛けるとその掛けた期間に応じて一定の額が上積みされた年金が支給されるものです。

たとえば、老齢年金を受けるとして、25年間、保険料を納付することが原則ですから、定額保険料と付加保険料をそれぞれ25年納めま

すと、定額部分の年金額27万8640円（月額2万3220円）と付加保険料分の年金額6万円（月額5千円）とを合算した33万8640円（月額2万8220円）を一生受けることができます。付加年金制度への加入は、経済的事情などにより基本保険料の免除をうけている人以外は、希望すればだれでもできます。

加入期間は1ヵ月でも1年でもよく、加入期間に応じて年金額が加算される仕組みになっています。

加入期間は1ヵ月でも1年でもよく、加入期間に応じて年金額が加算される仕組みになっています。

特例納付で年金権の確保を

国民年金の老齢年金を受けるとして、原則として60歳までに保険料を納めた期間が25年以上あることが必要です。

しかし、国民年金の保険料の納付が開始されたのは昭和36年4月からです。このため昭和5年4月1日以前に生れた人については、この25年の期間が年齢に応じて、24年から10年までに短縮されています。

ところが、国民年金の保険料は2年間納めずにいますと、納めなくても時効によって納められなくなります。そのため、これから後60歳に達するまでの全期間の保険料を納めたとしても、将来老齢年金を受けることができず、まことに重大なこととなります。そこでこの人たちが、過去の滞納期間の

保険料をすべて納めることによって将来安心して年金を受けられるよう、特別に納付の途が開かれています。（保険料の「特例納付」といっています）

この特例納付は、つぎの内容になっています。

- ①納付できる人……国民年金に強制加入している人。
- ②納付できる期間の保険料……昭和36年4月から昭和48年3月までの保険料で、すでに時効にかかっている期間のもの。
- ③納付できる保険料の額……1ヵ月につき900円。
- ④納付できる期限……昭和50年12月31日まで。
- ⑤納付の方法……保険料は原則として1度に納付することとなりますが、都合の悪い人は分割納付もできます。

老齢年金の裁定請求を

国民年金の老齢年金と通算老齢年金は、定められた資格期間を満たし、年齢が原則として65歳に達したときに自動的に年金が受けられるのではなく年金をうけるため

には裁定の請求が必要です。年金を受けられると思う人はすぐに裁定請求の手続きをとってください。

年金係